三　次の歩道を削除する。
神奈川県相模原市（西野々・国定公園境界）から同県足柄上郡山北町（中川・国定公園境界）まで、同県相模原市（青根・歩道分岐点）から同市（上青根・国定公園境界）まで、同市（青根・歩道分岐点）から同町（音久和・国定公園境界）まで、同県足柄上郡山北町（用木沢・歩道分岐点）から同町（畦ヶ丸合流点・国定公園境界）まで
神奈川県秦野市（三廻部）から同市並びに同県足柄上郡松田町及び同県足柄上郡山北町（鍋割山・歩道合流点）まで
神奈川県足柄上郡山北町（玄倉）から同町（玄倉・林道出合）まで
四　次の歩道を追加する。
神奈川県相模原市（西野々・国定公園境界）から同県足柄上郡山北町（中川大滝峠上・国定公園境界）まで、同県相模原市（青根・歩道分岐点）から同市（上青根・国定公園境界）まで、同市（青根・歩道分岐点）から同市（音久和・国定公園境界）まで、同県足柄上郡山北町（用木沢・歩道分岐点）から同町（畦ヶ丸合流点・国定公園境界）まで、同町（西沢出合・歩道分岐点）から同町（中川大滝峠上・国定公園境界）まで及び同町（大滝橋・歩道分岐点）から同町（浅瀬・国定公園境界）まで
神奈川県秦野市（三廻部）から同市並びに同県足柄上郡松田町及び同県足柄上郡山北町（鍋割山・歩道合流点）まで
神奈川県足柄上郡山北町（玄倉）から同町（玄倉・林道出合）まで
五　公園計画を表示した図面（省略）

○環境省告示第百六号
自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第六条第二項の規定に基づき、玄海国定公園の区域を変更したので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。
変更後の区域を表示した図面は、環境省及び福岡県庁に備え付けて供覧する。
平成二十六年九月三十日　環境大臣　望月　義夫
一　追加する区域
福岡県福岡市東区大字奈多及び大字西戸崎の各一部
福岡県福津市渡及び津屋崎の地先海面の一部
二　削除する区域
福岡県福岡市東区大字香椎、大字下原、下原三丁目及び大字西戸崎の各一部
福岡県福岡市西区大字玄界島の一部
三　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第百七号
自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第八条第二項の規定に基づき、玄海国定公園に関する公園計画を変更したので、同条第三項において準用する同法第七条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。
変更後の公園計画を表示した図面は、環境省及び福岡県庁に備え付けて供覧する。
平成二十六年九月三十日　環境大臣　望月　義夫
一　特別地域に次の区域を追加する。
福岡県福岡市東区大字奈多及び大字西戸崎の各一部
二　特別地域から次の区域を削除する。
福岡県福岡市東区大字香椎、大字下原、下原三丁目及び大字西戸崎の各一部
福岡県福岡市西区大字玄界島の一部
福岡県糸島市二丈福井の一部
三　第一種特別地域に次の区域を追加する。
福岡県福岡市東区大字奈多及び大字西戸崎の各一部
四　第一種特別地域から次の区域を削除する。
福岡県福岡市東区大字西戸崎の一部
五　第二種特別地域から次の区域を削除する。
福岡県糸島市二丈福井の一部
六　第三種特別地域から次の区域を削除する。
福岡県福岡市東区大字香椎、大字下原及び下原三丁目の各一部
福岡県福岡市西区大字玄界島の一部
七　公園計画を表示した図面（省略）

国会事項

開会式

第百八十七回国会の開会式は、九月二十九日天皇陛下の御臨席のもとに参議院議場において行われた。
衆議院議長は、次の式辞を述べた。
天皇陛下の御臨席を仰ぎ、第百八十七回国会の開会式を行うにあたり、衆議院及び参議院を代表して、式辞を申し述べます。
我が国は内政、外交の両面で多くの課題に直面しており、迅速に、しかし国民の理解を得ながら、解決のみちを開かねばなりません。
憲法に規定されているように、国民から選挙により直接主権を負託されている国会は、内閣総理大臣の指名により行政権を創出し、内閣は内政、外交を処理する行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負っています。
従ってわれわれ議員一同は、内政、外交の各般にわたり、迅速かつ適切に充実した審議を行い、国民生活の安定向上に努力し、諸外国との相互理解と協力の下で、日本国民はもとより、世界の平和と人類の繁栄に寄与していかなければなりません。
開会式に際し、改めて国会議員としてのわれわれに課せられた使命を十分に認識し、おのおの最善をつくして主権者の信託にこたえようとするものであります。
次に、天皇陛下から次のおことばを賜った。
本日、第百八十七回国会の開会式に臨み、全国民を代表する皆さんと一堂に会することは、私の深く喜びとするところであります。
ここに、国会が、国権の最高機関として、当面する内外の諸問題に対処するに当たり、その使命を十分に果たし、国民の信託に応えることを切に希望します。

衆議院

衆議院事務局事務分掌規程の一部を改正する規程
衆議院事務局事務分掌規程の一部を改正する規程は、九月二十六日次のとおり決定した。
衆議院事務局事務分掌規程の一部を改正する規程
衆議院事務局事務分掌規程（昭和二十三年庁訓第六号）の一部を次のように改正する。
第十一条第十七項第二号を削る。
附　則
この規程は、平成二十六年九月二十九日から施行する。

政府特別補佐人承認
九月二十六日伊吹議長は、麻生内閣総理大臣臨時代理申出の次の者を、第百八十七回国会政府特別補佐人とすることを承認した。
人事院総裁　一宮なほみ
内閣法制局長官　横畠　裕介
公正取引委員会委員長　杉本　和行
原子力規制委員会委員長　田中　俊一
公害等調整委員会委員長　富越　和厚

議事日程
九月二十九日の議事日程は次のとおり。
議事日程　第一号
平成二十六年九月二十九日（月曜日）
正午開議
第一　議席の指定
第二　会期の件
第三　常任委員長の選挙

一　国務大臣の演説

参議院

議事日程
九月二十九日の議事日程は次のとおり。
議事日程　第一号
平成二十六年九月二十九日（月曜日）
午前十時開議
第一　議席の指定
第二　常任委員長の選挙
第三　会期の件
第四　国務大臣の演説に関する件

政府特別補佐人承認
九月二十六日山崎議長は、麻生内閣総理大臣臨時代理から申出のあった次の者を、第百八十七回国会政府特別補佐人として承認した。
人事院総裁　一宮なほみ
内閣法制局長官　横畠　裕介
公正取引委員会委員長　杉本　和行
原子力規制委員会委員長　田中　俊一
公害等調整委員会委員長　富越　和厚